

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
		監理団体分を含む本市所有財産の処分、有効活用や業務に付随する収入の確保を図る	21年度：11,577万円 22年度：16,300万円（見込み） ※広告事業効果額とは、「広告料収入」＋「歳出削減額」 また、公営企業会計実施分は除く ・未利用地の売却を促進 売却実績（全会計ベース） 約1,097億円	<ul style="list-style-type: none"> ・駅構内スーパーコラム（柱巻き）広告など新規媒体による増収対策（17年度～） ・長居球技場においてネーミングライツを実施（22年8月） ・スポーツ施設内壁面広告の導入（22年度～） ・地下鉄駅構内への店舗出店（19年度～）
II 資産の流動化				
1 施設の利用率の向上	①利用者制限の緩和	(1)施設の設置趣旨やその事業目的によって年齢などの利用者制限を設けた施設があり、利用率向上には制限の緩和が必要である。 (2)制限の緩和では、本来の事業対象者の利用が妨げられない範囲内で、申し込みの弾力的運用等を行う。	貸館事業などにおいて利用者制限の緩和など、施設の弾力的運用により利用率の向上が図れた。 利用率50%以上の施設 18年度：全166施設中、93施設 21年度：全161施設中、116施設	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場への業者受入条件の緩和（18年6月） ・こども文化センターの貸館事業の利用者制限の緩和（18年8月） ・長居陸上競技場のコンサート会場使用許可（19年9月～） ・鞆公園テニスセンターのセンターコートコンサート会場使用許可（20年10月）
	②一元的な利用案内情報の提供	(1)それぞれの管理者が発信している利用案内情報を横断的に網羅した一覧表を作成し、ホームページ上で公開する (2)将来的には施設を一括管理し、より効率的な情報案内や管理運営を実現する。	本市ホームページに「施設案内」を設け、市民利用施設を目的別、エリア別などに分類した情報を掲載し、効率的な利用案内ができるようになった。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページに「施設利用案内」を設置（18年3月） ・本市ホームページの全面リニューアルに伴い「施設案内」として改修（21年3月） ・ホール等の施設空き情報を一元化して情報を掲載（22年10月）
	③利用率の向上	利用者制限の緩和や一元的な利用案内情報の提供を行い、少なくとも利用率50%以上を達成する	利用者制限の緩和と利用案内情報の提供の充実などの取組により、利用率の向上が図れた。 利用率50%以上の施設 18年度：全166施設中、93施設 21年度：全161施設中、116施設 利用率が上昇した施設（H18→H21）の割合：82.6%（161施設中133施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入による民間事業者のノウハウ活用（18年度～） ・利用者ニーズに合わせた運営見直し（18年度～） ・利用区分（利用時間帯）の細分化 ・利用時間の延長 ・開館日の拡充 ・閉館曜日の見直し ・施設利用の申込み日を6月前から1年前に変更

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			主な施設の利用率状況(18年度→21年度) ・区役所附設会館(37施設→36施設) 18年度:49.3%→21年度:62.0% ・人権文化センター(13施設→11施設) 18年度:14.9%→21年度:35.0% ・市民学習センター(5施設) 18年度:65.2%→21年度:71.6% ・クレオ大阪(5施設) 18年度:63.9%→21年度:68.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用当日受付の実施
2 施設の活用の見直し	①面積当り経費の削減 ②統廃合	施設の管理運営は、指定管理者制度の導入など原則として競争原理の生じる形態での外部委託とし、効率化、変動化を図る (1)施設において実施される各種事業について、その公共性に応じて廃止や民間委託も含めた今後のあり方を整理する (2)施設本来の設置目的を損なわない範囲で、ニーズに応じた運用や柔軟な利用料金の設定、また廃校後の校舎や運動場用地の活用を図るなど施設の有効活用に努める (3)同時に、施設自体のあり方についても転用や複合化も含めて見直し、全庁的な組織のもとで方向性を示す	指定管理制度導入効果 ▲44.7億円(17～21年度) (全会計 税等ベース) 「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」を策定し、指定管理者制度のより円滑な導入と適正な運用を図った結果、導入施設数は353施設、導入による効果額も17～21年度の5年度合計で44.7億円となり、公募による選定割合も94.1%となった。 指定管理者制度を活用し、施設管理だけでなく施設を活用した事業も民間事業者で行うことで地域の活性化につなげるなど事業のあり方を整理することができた。 各所管施設における各種統廃合の実施。 関係6局で構成される資産流動化プロジェクト施設チーム(施設PT)を設置し、施設所管局の整備予定を把握するとともに、市設建築物のデータベースを活用しながら、具体施設について検討を進め、再編整備することができた。 また、施設PTにおいて、利用効率の悪い施設や利用率の低い施設については、施設の維持管理コストや建替え経費なども	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」を策定(18年12月) ・22年3月末現在、353施設が指定管理者制度へ移行済み (18年度末)→(23年3月末) 公 募 : 162施設 → 332施設 非公募 : 115施設 → 21施設 計 : 277施設 → 353施設 公募割合 : 58.5% → 94.1% ・「市民利用施設の利用状況」を公表(18年12月～) ・「低利用施設における利用状況と今後の取組み計画」を策定(19年4月) ・「市設建築物のファシリティマネジメントの取組み等」について状況を公表(19年7月～) ・全保有資産(土地・建物)に関するデータベースの公表(22年11月) ・「市設建築物における再編整備計画」の公表(22年11月) [実施施設] ・東淀川勤労者センターの廃止及び地域老人福祉センター(9館)の廃止(19年3月) ・北区と城東区の元勤労青少年ホームを保育所へ転用(19年4月)